

平成 28 年度 事業計画書

公益財団法人 武蔵野市福祉公社

事業計画

I 平成 28 年度運営方針

団塊の世代が 75 歳以上となる 2025 年、さらにその先の 2035 年を展望すれば、在宅介護の推進、介護従事者の確保等「地域包括ケアシステムの構築」が急務の課題となっています。武蔵野市においては、「まちぐるみの支え合い」の仕組みを進めるために平成 27 年 10 月より介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）が開始され、介護予防訪問介護と介護予防通所介護が総合事業に移行しました。要介護（要支援）認定の更新後から順次移行が行われています。福祉公社では、市独自の基準による訪問型サービスを担う“いきいき支え合いヘルパー”養成事業を受託し介護職員初任者研修とともに、介護人材の確保・育成に努めてまいります。

有償在宅福祉サービス事業、権利擁護事業は、28 年度末をもって経過措置を終了します。両事業を現在利用している方々が、引き続き住み慣れた地域で生活を継続できるよう、適切なサービスへの移行を支援してまいります。

高齢者総合センター在宅介護支援センターには、生活支援コーディネーターを増員配置し、地域ニーズの掘り起こしとともに、サロン活動の立ち上げや地域のネットワークを構築し、既存の地域資源や人材とマッチングさせる役割を担ってまいります。

旧山崎邸の活用方法については、現在、市において検討が行われています。福祉公社としても、今後有効に活用されるよう、山崎所長の終意思やボランティアからの意見など、市の検討過程への提案を行ってまいります。

平成 27 年度は、第二期中長期事業計画の初年度でありましたが、福祉公社と市民社会福祉協議会の組織のあり方については、引き続き課題整理を進めてまいります。その他、諸課題に対する検討作業が 27 年度に集中しているため、また、市等との調整が必要な事項も多く当初スケジュールに遅れが出ています。これらについても、確実な検討成果を得られるよう、引き続き検討を進めてまいります。

本年度は、下記の 4 項目を重点項目と位置づけ、精力的に取り組んでまいります。

（重点項目）

- 1 介護人材の確保・育成
- 2 有償在宅福祉サービス、権利擁護事業利用者の円滑なサービス移行
- 3 旧山崎邸の活用
- 4 福祉公社と市民社会福祉協議会の組織のあり方の検討

公益財団法人武蔵野市福祉公社
理事長 長 澤 博 暁

Ⅱ 本部事業（295,738 千円）

有償在宅福祉サービス事業及び権利擁護事業等（122,167 千円）

1 有償在宅福祉サービス事業（38,986 千円）

有償在宅福祉サービスは、平成 29 年 3 月で経過措置によるサービス提供を終了します。現在のご利用者の方については、引き続き地域で安心して生活していただけるよう、他の事業への移行を支援してまいります。

2 つながりサポート事業（3,213 千円）

緊急時の対応や、入院、入所時の手続きと支払い、また、没後を含めた今後の生活設計に関する具体的な相談等、頼れる親族がいなくても、安心して地域で在宅生活を送っていただくための支援をしてまいります。

3 権利擁護事業（20,243 千円）

直ちに権利擁護の支援が必要な方に対し、緊急一時対応として、本人意思の代弁・仲介、財産の保管、金銭管理等を「権利擁護レスキュー」として実施し、地域福祉権利擁護事業や成年後見事業へつなげていきます。

また、生活保護費等を適切に管理することが難しく生活に支障をきたしている生活保護受給者が、安定した社会生活を営めるよう、生活保護費等の金銭管理、相談等を行う「生活保護受給者金銭管理支援業務」を長期入院者にも範囲を拡大し、武蔵野市より受託し実施します。

4 地域福祉権利擁護事業（5,434 千円）

東京都社会福祉協議会から、地域福祉権利擁護事業を受託し実施します。利用者とともに支援計画を作成し、生活状況に応じた福祉サービスの案内等、安心して生活を送るための支援を行ってまいります。また、広く市民の方に権利擁護制度を利用いただけるよう、引き続き利用促進のための広報を進めてまいります。

今後、利用者の増加が見込まれることから、利用者に直接サービスを提供する生活支援員の養成を進めるとともに、専門員の対応力強化に努めます。

5 成年後見事業（38,412 千円）

武蔵野市の成年後見制度推進機関として、成年後見制度の推進に努めます。

法人として成年後見人等及び任意後見受任者に任じ、広く利用者の暮らしを支援します。また、市長による成年後見申立の成年後見人等を受任します。また、今年度から、専門職、行政関係者で成年後見連絡会を開催し、後見申立を必要とする市民が、適切な後見人に結びつくための協議や情報交換等を行ってまいります。

近隣社会福祉協議会と共同で、社会貢献型市民後見人養成講座を実施し、市民後見人の育成に努めます。また、昨年同様、修了者に対するフォローアップ研修を実施し、社会貢献型市民後見人の資質の向上に取り組んでいくとともに、後見監督業務においても、社会貢献型市民後見人へのバックアップ体制の強化に努めます。

また、老いじたく一般知識としてエンディングノートを含めた基礎講座、成年後見や相続、遺言の専門講座を開催し、市民の方々が今後の備えをするための情報提供や相談を行っていきます。

6 生活困窮者自立相談支援事業（10,661千円）

生活困窮者自立支援法に基づき、自立相談支援事業を実施します。相談者は様々な理由から、生活に多くの複合的な課題を抱えています。「入口」の相談から、自身で「出口」を見出し、今後の生活設計を描けるように、関係機関と連携し、支援調整会議を行い、伴走型の支援を行っていきます。

7 住居確保給付金事業（5,218千円）

離職によって、収入が得られない状況に置かれた市民が、住む場所を確保しながら、求職活動期間の家賃費用を有期で支給する住居確保給付金事業を実施します。新たな常用就職先が見つかるまでの間、包括的な相談を行いながら、支援していきます。

居宅介護支援事業及び訪問介護事業（173,571千円）

8 居宅介護支援事業（24,423千円）

介護保険法に基づく居宅介護支援事業を実施します。主任介護専門員を配置し、利用者の情報やサービス提供上の留意事項などの伝達を目的とした会議を定期的で開催します。また、24時間連絡体制・相談対応体制を確保し特別事業所加算Ⅱを維持し収入の安定を図ります。

9 訪問介護サービス事業（114,982千円）

介護保険法に基づく訪問介護サービス事業を実施します。

市内居宅介護支援事業所及び在宅介護支援センター、地域包括支援センター、市関係機関等と地域包括ケアの観点から、多機関・多職種連携を進めていきます。

登録ヘルパーのモチベーションの向上や、人材確保と資質の向上を目指し、長時間勤務者の待遇改善や、介護福祉士の受験支援をしていきます。また、市内の訪問介護事業所のサービスの質の向上に取り組むため、市や訪問介護事業者連絡会と協議しながら、一体的な研修が行えるようにしていきます。

平成 27 年 10 月から介護予防・日常生活支援総合事業が開始され、要支援 1・2 の方が介護予防・日常生活支援総合事業へ移行しています。介護予防・日常生活支援総合事業対象者へのサービス提供がスムーズに行えるよう、市と協議しながら進めてまいります。

10 居宅介護サービス事業（11,439 千円）

障害者総合支援法に基づき、障害のある方が、地域社会において安心して在宅生活を継続していけるよう、身体介護、家事援助、通院等の介助を行うとともに、関係諸機関と連携を取りながらサービス提供していきます。

11 生活支援事業【受託事業】（18,191 千円）

介護保険に該当しない高齢者の自立した生活の支援、認知症高齢者家族の負担の軽減及び在宅生活の継続を目的として、市から生活支援ヘルパー派遣、認知症高齢者見守り支援ヘルパー派遣事業を受託し実施します。

生活支援ヘルパー派遣については、利用者の殆どが介護予防・日常生活支援総合事業へと移行するため、在宅介護支援センター、市と連携しながら支援していきます。介護予防・日常生活支援総合事業へ移行しない利用者及び、生活支援事業該当者は、従来どおりの市からの受託事業として支援していきます。

また、認知症高齢者見守り支援ヘルパー派遣事業については、昨年同様利用者が増加しており、今後もサービスの質を維持しながら、様々な利用者のニーズに答えていきます。

12 ホームヘルパー養成等講習事業（4,536 千円）

「介護職員初任者研修」を実施します。専門知識のみならず、幅広い視野を持ち、主体的に取り組んでいける専門的な人材を育成していきます。

市内において介護人材を確保していくため、介護職についての広報を行うとともに講習終了後、市内事業所において一定期間実務に就いた受講生に対し、講習費の 8 割を返還する「ケアキャリア 28」を実施していきます。

また、介護予防・日常生活支援総合事業を担う「武蔵野市認定ヘルパー」養成研修を実施し、高齢者を地域で支えていく人材を、育成するとともに、昨年の受講生に対してはフォローアップ研修を開催し、サービスの質の維持・向上を図ります。

また、認知症高齢者見守り支援事業を担うヘルパーの養成及びフォローアップ研修も実施していきます。

Ⅲ 高齢者福祉施設の管理運営等受託事業（374,584 千円）

高齢者総合センター受託事業（299,839 千円）

高齢者の福祉増進を図るため、「センターの管理運営」、「デイサービス事業」、「社会活動センター事業」の三事業を市の指定管理事業として、「在宅介護支援センター事業」、「補助器具センター事業」の二事業を市からの受託事業として、「一人ひとりが住み慣れた地域で自立して暮らす」ことを支援し、地域包括ケアを推進する一助となります。

13 高齢者総合センターの管理運営事業【指定管理事業】（58,010 千円）

高齢者総合センターの設立の目的に沿って、高齢市民が利用しやすいよう、センターの管理運営を十全に行います。

地域で福祉活動に携わっている市民や福祉団体と連携して「まちぐるみの支え合い」を推進する一端を担っていきます。

開設後 20 年以上が経過している施設の維持管理経費を節減するため、第三者によるコンサルティング導入について市と協議していきます。

14 在宅介護支援センター事業【受託事業】（58,576 千円）

地域包括ケアの実現を目指して、在宅要介護高齢者等に対し、総合的な相談に応じ、保健・福祉の各種サービスを提供するために、在宅介護支援事業を行います。

迅速に個別ニーズを把握し、しかるべき社会資源に繋いで生活ニーズを充足するとともに、予防的見地からも、独居高齢者等の把握や孤立防止の取り組み等に努めます。

家族介護支援教室「みどりの輪」を実施し、介護者家族やプレ家族介護者の相談に応じ、情報提供するとともに、当事者間の支え合いの交流を図ります。また、介護技法の指導、心理的な支援等、介護生活を送る市民の心の拠り所としての場を提供します。さらにデイサービスセンターなど他部署の各機能も活用して支援します。

地域包括支援センターを受託し、武蔵野市の中心に位置するという地理的条件を生かし、本庁の地域包括支援センターとも連携して、高齢者虐待、権利擁護、困難事例等に機動的に対応し、支援者支援にも取り組んでいきます。

今年度より配置予定の生活支援コーディネーターを中心として、サロン活動の立ち上げや地域のネットワークの構築に重点的に取り組んでいきます。

また、スタッフのサービススキルの向上を目指して、日常業務におけるチーム制やOJT、各種研修会への参加など、様々な手段により学びを継続します。

15 補助器具センター事業【受託事業】(23,321千円)

在宅要支援高齢者の自立支援を図り、介護者の負担を軽減し、在宅生活の継続と生活の質の向上を図るため、住宅改修のプランニング、福祉用具の機種を選定、生活動作のアドバイス等、包括的な住環境整備の支援を行います。

民間事業者やケアマネジャーの後方支援を行うことで、サービスの質を確保するとともに、専門職の実務能力の向上を図ります。また、排泄相談やスピーチセラピーなど必要な専門相談を実施します。さらにセンターの蓄積された技術・知識を、地域住民に対する介護方法や用具の活用の講座・研修という形で提供し、普及啓発を積極的に実施します。

補助器具センターを取り巻く状況の変化に対応するため、今後の補助器具センターのあり方について「補助器具センターあり方検討委員会」を設置し検討しました。本年度はその結論を受け取組んでまいります。

16 デイサービスセンター事業【指定管理事業】(97,501千円)

公設民営のデイサービスとして、重介護や医療ニーズのある利用者、多課題利用者を受け入れるなど、市内のデイサービス事業者の下支え機能を発揮します。

利用者の在宅生活の継続を図るため、日常生活上の必要なお世話を基本に、機能訓練と入浴サービスに注力してサービスを提供します。機能訓練に関しては、重介護の利用者の機能維持を目的とした個別機能訓練を実施できるように調整していきます。入浴サービスに関しては、人的・物的環境を整えながら、安全にサービス提供し、高まるニーズを充足できるよう調整していきます。

機能訓練や運動系のプログラムだけではなく、趣向を凝らした多彩なプログラムや四季折々の行事を実施することにより、感性・情緒面からも利用者に働きかけ、その心身機能の維持向上を図ります。また、介護にあたる家族とのコミュニケーションも積極的に行い、個別処遇の向上に努めます。

ご利用者の心身状況等から安定した通所者確保が難しい面がありますが、ケアマネジャーとの連携等を密にし、当デイサービスの特長や実績をアピールし、高い稼働率を上げることを目指します。

地域に開かれたデイサービスセンターを目指し、近隣保育園児との交流や、未就学児とその保護者を季節行事に招き、世代間交流を行います。

社会復帰を目指す若者をボランティアとして積極的に受け入れ、その社会性や対人折衝能力の回復・向上を支援します。また、ボランティアセンター武蔵野との協働、地域住民への広報、社会活動センター受講者への働きかけなど様々に対応します。さらに、在宅介護支援センター・補助器具センターとともに家族介護者支援にもあたります。

市内デイサービスセンターの幹事事業者として、市内の事業者のケア水準

の向上を主導し、情報発信の拠点としての役割を担い、相互交流、情報交換と自主勉強会を定期的実施します。また、スタッフの資質向上のために研修等に積極的に参加し、その成果も上記の自主勉強会を通じて市内事業者と共有します。

17 社会活動センター事業【指定管理事業】(62,431千円)

老人福祉法に定める老人福祉センターとして、利用者の健康の増進、教養の向上、レクリエーションのための便宜等を総合的に提供します。これにより利用者の介護予防と自己肯定感の醸成等を図り、地域包括ケアの推進を市の指定管理者として側面から支えます。

講座の実施期間や分類を見直し、より多くの高齢市民が健康づくりと介護予防の活動に参加することができるよう取り組みます。

「地域健康クラブ」は、各コミュニティ協議会と協働し、コミュニティセンター等18会場で3コース25クラスを実施し、受講者の生きがいと健康づくりを支援します。受講者の高齢化と低体力化に対応するため、運動強度を軽・中・強の3コースに分類・増設し、心身状況や体力レベルに応じたコース選択ができるように編成します。また、クラス数と定員数を増やすことで、より多くの高齢市民が参加できるようにします。

また、サポートボランティアの協力を得て、要援助受講者の支援も充実させていきます。サポートボランティアはデイサービス及び配食ボランティアの協力を得て実施してきましたが、ボランティア拡充のために、独自のボランティア育成を検討します。

自主グループに対しては、施設・備品の貸出しを実施します。また、講師の紹介及び自主グループの組織運営に関する相談会を実施して、自主グループの活動を促進します。

境南小学校と協働し、高齢者と小学生との交流を図りながら、趣味の講座を実施する世代間交流事業を実施します。

地域福祉活動を支援していくため、社会活動センターの受講者、地域福祉の諸団体等と協働して、コミュニティカフェを定期的開催し、市民の地域活動参加へのきっかけづくりを行います。また、在宅介護支援センターが設置する「地域支え合いサロン」と協働して、社会活動センター講座受講者が地域活動に参加するための新たな取り組みを検討します。

なお、自主事業である『ふれあいまつもと』については、引き続き有効な活用法や適正な受益者負担等を検討します。

北町高齢者センター受託事業（74,745千円）

18 北町高齢者センター受託事業【指定管理事業】（74,745千円）

（1）デイサービス事業（コミュニティケアサロン）

市の指定管理事業として、デイサービス事業を実施します。開設当初からの特徴である「市民生活の延長線のデイサービス、世代を超えた交流の場」を維持継続しつつも、心身ともなる利用者層の変化に柔軟に対応し、事業を進めます。

当センターは多くの市民ボランティアが運営に参画している点が特長ですが、その高齢化対応と新たな活動者の確保が課題です。第二期中長期事業計画に沿って、ボランティア育成と活動の充実に取り組みます。また、利用者と年の差がない元気高齢者の活躍の場として、利用者と高齢ボランティアの交流を図り、相互に心身によりよい影響をもたらすよう働きかけていきます。また、世代間交流を広げるため、地域の大学や団体との連携を進め、新たなボランティア人材を育成していきます。

山崎倫子初代所長の居住家屋が市に遺贈されました。活用方法を市が協議しています。福祉公社としても、山崎所長の終意思に沿うようケアサロンのあり方の検討と併せて検討します。

家族支援の充実を期して、両者の相互理解を深めるため、ボランティア講習会と家族介護教室を一体化して実施します。

職員研修では、センターの特性を活かして質の高いサービスを提供できるように、ボランティアコーディネートと認知症について重点的に学びます。

（2）小規模サービスハウス

市の指定管理事業として、小規模サービスハウス事業を実施します。

小規模サービスハウスはコミュニティケアサロンにとって一番身近な地域社会と言えます。入居者が積極的にセンター行事に参加するなど、交流の機会を増やし、孤立感なく社会性を保持できるようにします。

また入居者にとって、ライフキーパーや職員が気軽に相談できる存在であるよう日常的に交流を行うとともに、その生活課題を整理し、他の福祉サービスと連携して支援します。

IV 管理費（71,531 千円）

19 管理費（71,531 千円）

（1）福祉公社の組織運営事業

理事会・評議員会の運営、人事管理、財務管理、基本財産・老後福祉基金の管理運用、本社社屋の施設管理等、公社が円滑に事業を実施するために必要な組織の運営を行います。

（2）人材の育成

苦情対応、交通安全、上級救命等の実務的な研修に加え、通信教育の受講支援、福祉四団体による合同研修、事業所毎の課題解決に向けた取り組み（活動）を発表する事業報告会を実施します。

また、平成 27 年度に引き続き、必要とされる職員像を明確化し、職層や年次に応じた研修内容・体系を検討します。

（3）社会福祉法人武蔵野市民社会福祉協議会との統合の検討

「福祉公社及び市民社協の組織のあり方検討委員会」において、全国の福祉公社に対するアンケート調査、代表的団体への視察等を実施し、両団体の役割を果たしていくうえで望ましい組織形態や、統合する場合のメリット、デメリット等の検討を進めます。また、検討結果に基づき、両団体の関係者等を含めた統合検討組織を設置します。

（4）広報の充実

福祉公社への信頼を高めるとともに、福祉公社が行っているサービスの特徴や良さを知ってもらえるよう、ホームページの全面リニューアルを行います。リニューアルにあたっては、市民が必要とする情報に容易に到達できるよう、リンク構造の統一を図るなど、情報の検索性を高めます。

（5）震災時初動対応訓練の実施

有事に計画を実行することのできる“実行力”を高めるため、「震災時初動対応及び事業継続計画」に基づき震災時初動対応訓練を全社一斉に実施します。高齢者総合センター、北町高齢者センターにおいては、福祉避難所開設のシミュレーションも併せて実施します。

（6）第二期中長期事業計画・財政健全化計画の推進

「第二期中長期事業計画・財政健全化計画」を着実に推進していくため、3 か月毎に実施状況をまとめるとともに、半期毎に理事長ヒアリングを実施、また、年度毎に理事会、評議員会に報告します。